

平成 22 年 5 月 31 日

## 「守ろう！ 電波のルール」 —平成 22 年度電波利用環境保護周知啓発強化期間等—

総務省は、「守ろう！ 電波のルール」をキャッチフレーズに、平成 22 年 6 月 1 日（火）※から同年 6 月 10 日（木）までを電波利用環境保護周知啓発強化期間として、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行います。

当該周知・啓発活動は、電波の利用にはルールがあり、ルールを守らないと社会的な悪影響が大きいことを周知することにより、正しく運用されている無線局及び無線局の利用者を、不法無線局による混信その他の妨害等から保護することを目的として行っているものです。

あわせて、平成 22 年 6 月 1 日（火）から同年 6 月 30 日（水）までの間、不法無線局の取締りを強化することにより、良好な電波利用環境の整備を推進していきます。

※ 6 月 1 日は「電波の日」です。「電波の日」は、昭和 25 年（1950 年）に電波法、放送法及び電波監理委員会設置法が施行され、それまで政府専掌であった電波の利用が広く国民に開放されたことを記念して設けられました。

### 1 電波利用環境保護周知啓発強化期間

#### (1) 期間

平成 22 年 6 月 1 日（火）から同年 6 月 10 日（木）まで

#### (2) 主な周知・啓発活動

##### ○ キャッチフレーズ

「守ろう！ 電波のルール」

##### ア テレビ CM

期間中テレビ CM 放送を実施します。

##### イ 一般新聞、スポーツ新聞及び業界・専門新聞等による周知・啓発

地方紙を含む一般新聞、スポーツ新聞及び業界・専門新聞等に広告を掲載します。

##### ウ ポスターの掲示

鉄道駅等へのポスターの掲出や、電車・バス等の車内吊り広告等を実施します。

##### エ リーフレットの配布

無線を使用する団体等に対して、リーフレットにより不法無線局の違法性・反社会性を周知します。

##### オ 監視施設の公開、電波教室等の開催

全国の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）において、別紙 1 のとおり電波監視施設の公開や、電波教室の開催など、電波利用ルールの周知・啓発を実施します。

- (3) 後援  
警察庁、海上保安庁
- (4) 協力省庁及び団体（順不同）  
警察庁、国土交通省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会及び社団法人全国陸上無線協会



平成 22 年度電波利用環境保護用ポスター（本上まなみ）

## 2 不法無線局対策の強化

- (1) 期間  
平成 22 年 6 月 1 日（火）から同年 6 月 30 日（水）まで
- (2) 内容  
上記の期間を取締り強化期間として設定し、重点的に不法無線局の取締りを実施します。  
平成 21 年度の無線局の混信・妨害申告、不法無線局の出現等は、別紙 2 のとおり、です。
- (3) 協力省庁及び団体（順不同）  
警察庁、国土交通省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会及び社団法人全国陸上無線協会

電波はルールを守って使いましょう。  
総務省



ボクは「デンパ君」。  
電波利用環境保護活動の統一キャラクターだよ。

### （連絡先）

総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室

担当：吉田補佐、岡田係長

電話：（代表） 03-5253-5111

（内線） 5911

（直通） 03-5253-5911

FAX 03-5253-5915

# 別紙 1

## 総合通信局等が強化期間に合わせて実施する電波利用保護活動

局所	実施期日	広報活動内容	場所
東北	6月9日(水)	「ICT推進フェア2010 in 東北」 電波利用申告・相談窓口開設	せんだいメディアテーク
	連絡先 〒980-8795	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎 東北総合通信局電波監理部電波利用環境課	電話番号 022-221-0676
関東	6月2日(水)	電波工作教室	千葉県小学校(いすみ市)
	6月5日(土)	電波工作教室	科学技術館(千代田区)
	6月13日(日)	電波工作教室	日本電子工学院(八王子市)
	6月19日(土)	電波工作教室	情報通信研究所(国分寺市)
	連絡先 〒102-8795	千代田区九段南1-2-1 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課	電話番号 03-6238-1800
北陸	未定	子ども電波教室	富山市内
	7月17日(土)	子ども電波教室	金沢子ども科学財団実験室(金沢市)
	未定	子ども電波教室	福井市内
	連絡先 〒920-8795	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 北陸総合通信局無線通信部監視調査課	電話番号 076-233-4440
近畿	6月13日(日)	「時のウィーク」会場における 電波監視関係設備の展示、フォックスハンティング	時のウィーク会場(明石市)
	7月末予定	NICT一般公開 電波監視関係設備の展示	NICT神戸研究所 未来ICT研究センター(神戸市)
	連絡先 〒540-8795	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館 近畿総合通信局電波監理部電波利用環境課	電話番号 06-6942-8516
四国	6月18日(金) ~6月19日(土)	「愛媛ITフェア2010」における 不法無線局探索者(M4)の展示	アイテム愛媛(松山市)
	連絡先 〒790-8795	松山市宮田町8-5 四国総合通信局電波監理部電波利用環境課	電話番号 089-936-5055
九州	6月29日(火)	九州総合通信局の電波監視施設見学会	九州総合通信局電波監理部庁舎 (熊本市)
	連絡先 〒862-0933	熊本市小峯3-1-1 九州総合通信局電波監理部調査課	電話番号 096-368-8621
沖縄	6月7日(月)	電波に関する行政相談及び電波監視車一般公開	那覇中央郵便局(那覇市)
	連絡先 〒900-8795	那覇市東町26-29-4F 沖縄総合通信事務所監視調査課	電話番号 098-865-2308

# 平成 21 年度の混信・妨害申告及び 不法無線局の出現・措置状況等

## 1. 電波監視とは

### (1) 電波監視の目的

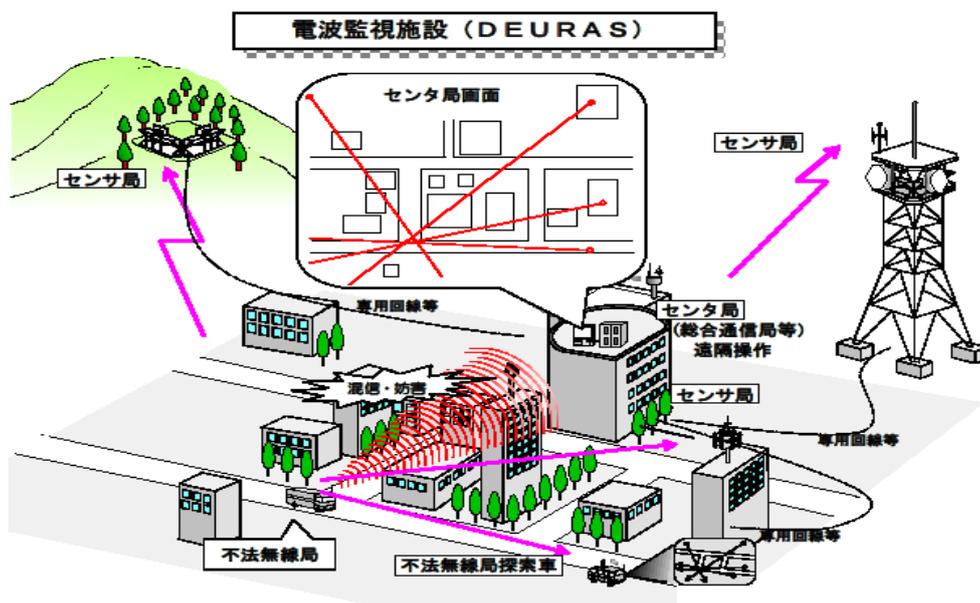
総務省では、免許を受けた無線局でも適正な運用がなされない場合や、免許を受けていない不法無線局を運用する等の無いよう、電波利用環境を保護することを目的として、電波監視を実施しています。

電波は限りある資源であり相互に干渉しやすい性質があるため、電波を効率よく、安全に利用するため、国際条約に基づく規則や電波法などで電波の利用ルールが定められています。

電波は日常生活を支える公共機関や公益企業をはじめ、運輸、製造業、小売業、サービス業等、様々な分野で利用されており、電波の利用ルールが守られず、電波利用に混乱が生じた場合の社会的影響は非常に大きくなっており、電波監視の重要性が増しています。

### (2) 電波監視のための業務

総務省では、最新の電波監視施設（DEURAS（デューラス））を整備し、不法無線局の取締り、監視を実施するほか、電波利用ルールの周知・啓発活動を実施しています。



### ア 重要無線通信妨害対策

ここ数年、航空・海上無線、携帯電話、消防無線などの重要無線通信<sup>※</sup>への妨害が増加傾向にあります。これらの重要無線通信が妨害されると、航空機や船舶の運航への支障や救急活動への支障など社会生活へ大きな影響を与えます。このため、重要無線通信妨害に迅速に対応してこれらの妨害排除に取り組んでいます。

※重要無線通信…①電気通信業務、②放送の業務、③人命若しくは財産の保護、④治安の維持、⑤気象業務、⑥電気事業に係る電気の供給、⑦鉄道事業に係る列車の運行の業務などを行うための無線通信。

## 重要無線通信妨害対策



### イ 不法無線局の取締り

電波利用の拡大とともに、免許を受けずに運用している無線局（不法無線局）による混信が多発しているため、総務省では、不法無線局による混信・妨害の実態、その使用形態、出現の要因及び社会的背景等を踏まえて、不法無線局対策に取り組んでいます。

### ウ 電波利用環境保護に関する周知・啓発活動

電波の利用機会の拡大により、電波利用のルールを知らずにルールを犯し、重要無線を始めとする無線局に妨害を与えるケースが増加しています。そのため、総務省では、電波を利用する一般国民への電波利用ルールの啓発とともに、電波利用機器の流通分野に対しても電波利用ルールとその重要性について周知・啓発を行い、不法無線による妨害の未然防止に努めています。

また、不法無線のもたらす社会的悪影響の重大性を認識しないまま不法無線を使用するケースについても、不法無線局設置者等に影響力がある運送車両関係事業者や公共工事発注者等を主なターゲットとして、違法性や反社会性を直接アピールする周知啓発活動を展開し、電波利用環境の保護を図ることを目的として広く社会に訴求しています。

## 2. 21年度の電波監視実施状況（速報値）

### （1）混信・妨害申告

無線局に対する混信・妨害申告の総件数は2,553件であり、このうち、重要無線通信を取り扱う無線局に対する混信・妨害申告は513件でした。

#### 重要無線通信妨害の罰則

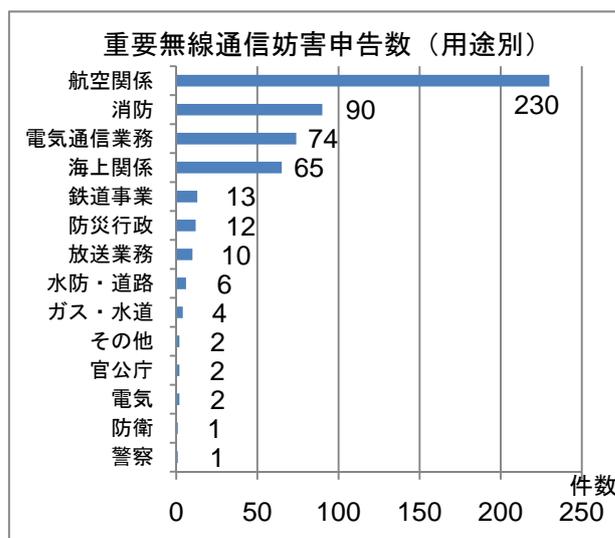
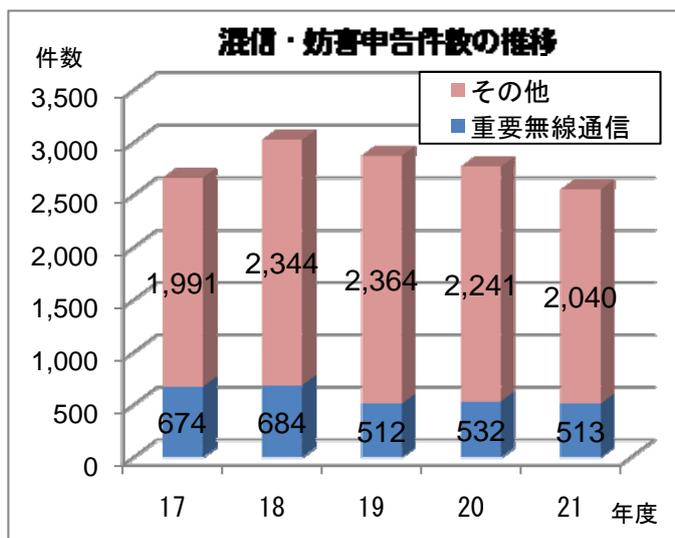
##### 電波法 第108条の2

第1項 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

#### ア 重要無線通信に対する申告の傾向

○平成21年度の申告件数（513件）は、平成20年度の申告件数（532件）とほぼ同数でした。

○無線局の用途別申告数の傾向は、平成20年度とほぼ同様であり、航空関係の申告が230件と最も多く、次いで消防、電気通信業務、海上関係に関する申告が多くありました。また、周波数帯ではVHF帯の申告が最も多く、平成20年度と同様の結果でした。



#### イ 重要無線通信妨害の傾向と主な措置事例

##### ○航空関係

平成21年7月、空港の無線設備に障害が発生したため、空港管理区域内で現地調査を実施したところ、ガソリン給油所建屋のテレビ受信設備（BS共聴増幅器）が混信源であると特定し、妨害を解消。ガソリン給油所に対し、テレビ受信設備を修理するまで使用を控えるよう指導しました。

##### ○消防

平成21年9月、消防用基地局へ妨害が発生したため、現地調査を実施したところ、高速道路に設置しているトンネル内の簡易FMラジオの設備が原因であることが判明。保安業者を呼び、妨害を与えていた部分を撤去させ、妨害を解消しました。

## ○電気通信事業

平成 21 年 9 月、携帯電話基地局に対して混信が発生。現地調査の結果、基地局から 500m程離れた住宅から強い電波を確認。住人に事情を説明し、宅内調査を行ったところ住民が使用していた外国製無線機（ベビーモニター）が妨害源と特定。日本国内では使用できないことを説明し、妨害を解消しました。

## ○海上関係

平成 21 年 11 月、夜間に衛星非常用位置指示無線標識（衛星 E P I R B）の信号の発射を確認。即時、現地調査を実施したところ、現地を流れる川に浮標する衛星 E P I R Bを発見し、回収。信号の発射を停止させました。

## (2) 不法無線局の措置等

電波法に基づく免許を取得せずに無線局を開設、又は運用した不法無線局 2,918 件のうち、特に悪質と認められた 340 件については告発を行いました。また、2,578 件については行政指導を行っています。

告発又は行政指導を行った 2,918 件のうち、平成 20 年度において 50%程度が不法 3 悪と呼ばれる不法市民ラジオ、不法アマチュア無線及び不法パーソナル無線でしたが、平成 21 年度においては、40%程度に減少しており、簡易無線や外国規格のトランシーバーなどが増えており、多様化する傾向がみられます。

### 不法無線局に関する罰則

#### 電波法 第 110 条

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 1 号 第 4 条の規定による免許又は第 27 条の 18 第 1 項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

第 2 号 第 4 条の規定による免許又は第 27 条の 18 第 1 項の規定による登録がないのに、かつ、第 70 条の 7 第 1 項、第 70 条の 8 第 1 項又は第 70 条の 9 第 1 項の規定によらないで、無線局を運用した者

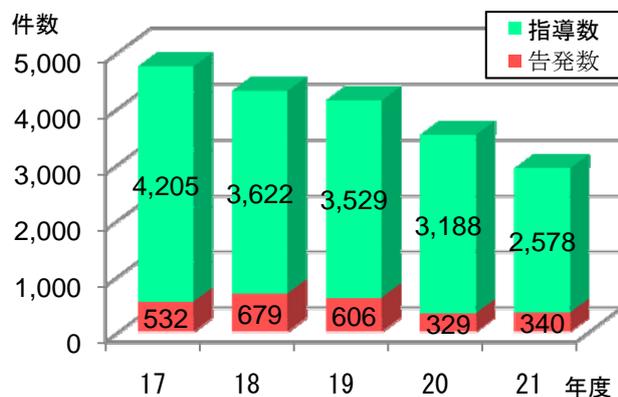
第 3 号以下省略

#### 電波法 第 4 条

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

第 1 号以下略

### 不法無線局の措置件数の推移



### 不法 3 悪の措置数推移

